

第2章 保健医療圏

第1節 保健医療圏の役割

1 保健医療圏設定の趣旨

- 保健医療資源の効率的かつ適正な配置による有効活用を図り、県民が保健医療サービスを受けられる保健医療提供体制の構築を図る地域的単位として保健医療圏を設定します。
- 保健医療圏の設定は、県民に対する保健医療サービスの提供や県民の受診が制限されるものではありません。

2 一次保健医療圏(区域:市町村)

- 住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療、疾病の予防、健康管理などに関する保健医療サービスを提供する圏域です。
- 次のような保健医療サービスが提供されます。
 - ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医によるプライマリ・ケア（かかりつけ医・歯科医による初期診療）など、日常的で頻度の高い疾病的診療
 - ・市町村保健センター等を中心とした健康管理、疾病の予防活動等身近な保健サービスの提供
 - ・かかりつけ薬剤師・薬局における一元的・継続的な服薬管理、健康相談等

3 二次保健医療圏(区域:図表 2-2-2 参照)

- 高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療のサービス提供と確保等を行う圏域です。
- 次のような保健医療施策の実施、保健医療サービスの提供が求められます。
 - ・一般病床及び療養病床の整備
 - ・保健医療施設の機能分担・連携の促進、地域医療支援病院の整備
 - ・5 疾病 6 事業^{*1}及び在宅医療に係る医療連携体制の整備

4 三次保健医療圏(区域:県全域)

- 高度・特殊な医療や、広域的に実施すべき保健医療サービス等の提供と確保を行う圏域です。
- 次のような保健医療施策の実施、保健医療サービスの提供が求められます。
 - ・精神病床、感染症病床及び結核病床の整備
 - ・広域災害・救急医療体制の構築

*1 5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6 事業：救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、離島・へき地医療、周産期医療、小児・小児救急医療